

市町における包括的支援体制の構築について

(健康福祉部福祉長寿政策課)

1 概要

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化に加え、地域の生活課題は、複数分野にまたがり“複合化”し、ライフスタイル等の変化から“多様化”している。

また、8050問題やダブルケア、大人のひきこもりなど、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは解決困難な事案が顕在化し、増加している。

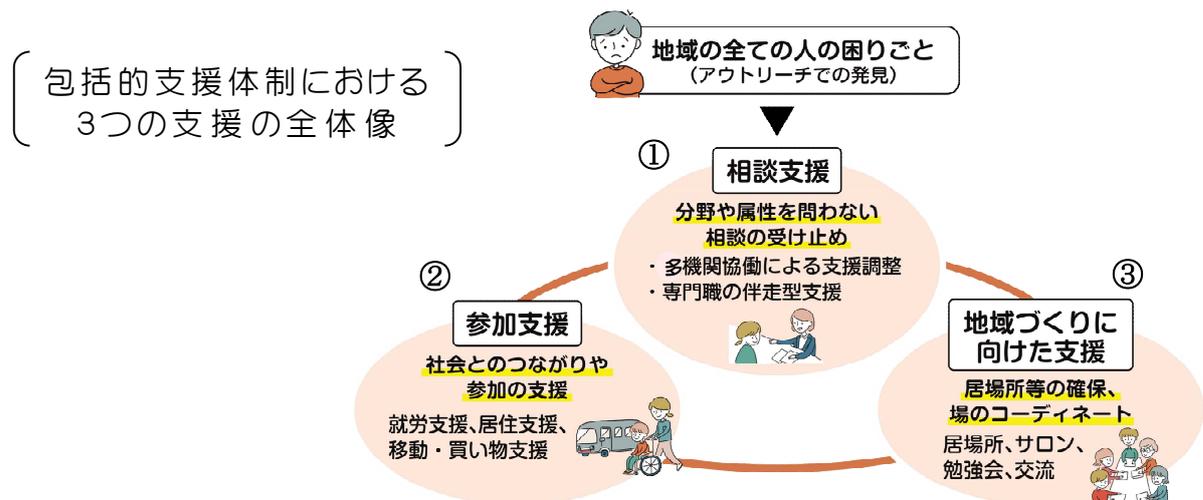
消費者被害においても、生活困窮者の多重債務や認知機能の低下がみられる高齢者の問題など、多くの事案において、福祉分野との連携が必要となっている。

分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、関係機関と連携・協働して課題解決を図る体制を、市町において構築する必要があることから、県は市町の体制構築に向けた取組を支援する。

2 背景

複合的な課題等を包括的に受け止め、適切な支援をしていくため、市町は、次の3つの支援(①～③)を一体的に行うことができるよう、包括的支援体制を構築することが求められている(社会福祉法第106条の3)。

※ 国においても、3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設(令和3年4月施行)。



3 市町の取組状況(包括的な相談窓口の設置状況 令和4年5月)

包括的な 相談窓口	ある	19	ワンストップ型	4	伊豆市、伊豆の国市、掛川市、牧之原市
			多機関連携型	15	沼津市、三島市、富士宮市、藤枝市、袋井市、御殿場市、裾野市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町
	ない	16	整備検討中	11	静岡市、浜松市、熱海市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、湖西市、御前崎市、長泉町
			整備未検討	5	下田市、菊川市、西伊豆町、清水町、松崎町

4 県の取組

(1) 目標

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	11	13	19	20	27	35

※R3までは実績、R4以降は計画

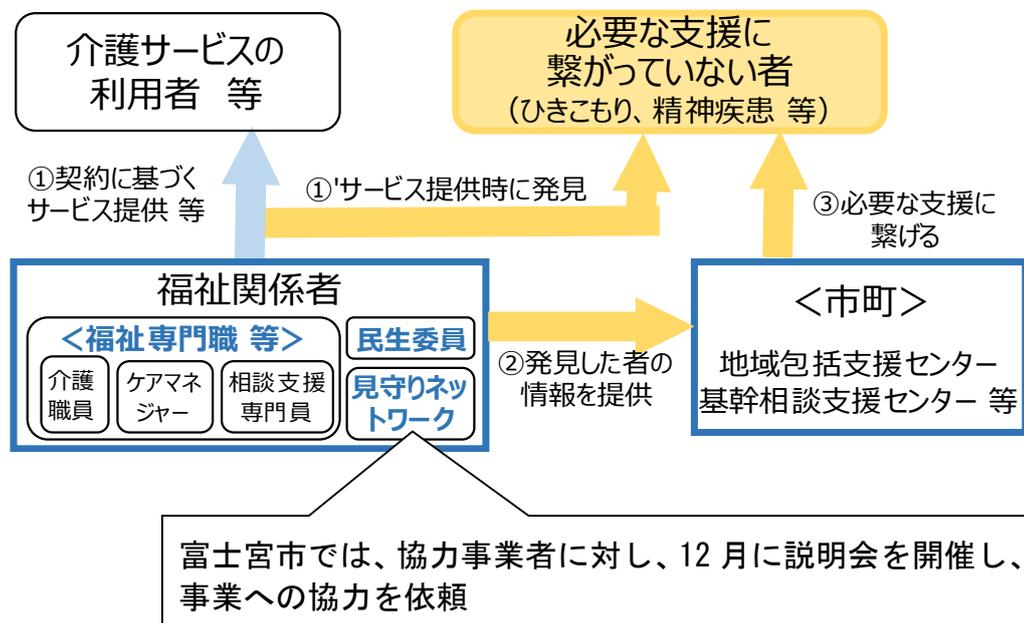
(2) 地域共生社会のための包括的相談支援体制構築事業（令和2年度～）

3つの支援のうち「相談支援」は、複合的な課題等の解決に当たっての入口となる重要な支援であることから、全市町における包括的相談支援体制の構築を目指す。

区 分	内 容
① 市町の体制構築支援事業	○ 市町へのアドバイザー派遣（6市町×各3回） 多職種・多機関とのネットワーク化・課題共有、複合的事案の担当部署（中核機関）との調整に係る助言 等
	○ 市町の体制整備に係る相談支援（6市町×各1回） 体制構築に必要な関係機関との連携や事業における課題等、個別具体的な相談に対して、国・県・専門家等から助言 等
	○ 包括的相談支援体制構築推進部会の設置（年1回） 市町への支援に係る課題整理や支援方針等の検討
② 人材養成研修事業	○ 連携担当職員の養成研修実施（研修6日間、定員35人）
③ 地域別研究事業（事例検討等）	○ 地域別研究会の実施（県内5カ所） 市町の意識醸成、取組促進、先進事例等の紹介

(3) 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業（令和4年度～）

アウトリーチ型支援体制の構築の促進するため、福祉関係者（民生委員、介護職員、見守りネットワーク等）の協力を得て、支援が必要な人の実態把握や支援方法の検証を実施する。



(参考) 重層的支援体制整備事業の概要

